

令和 7 年

総務委員会会議録

と き 令和7年5月12日

品川区議会

令和7年 品川区議会総務委員会

日 時 令和7年5月12日(月) 午後1時00分～午後3時09分
場 所 品川区議会 本庁舎5階 第5委員会室

出席委員	委員長	こしば 新	副委員長	新妻 さえ子
	委員	まつざわ 和昌	委員	大倉 たかひろ
	委員	石田 ちひろ	委員	須貝 行宏
	委員	松本 ときひろ	委員	西本 たか子

出席説明員	堀 越 副 区 長	久保田 企画経営部長
	崎 村 企 画 課 長	吉岡 政策推進担当課長
	井添 S D G s 推進担当課長	加 島 財 政 課 長
	長 尾 施 設 整 備 課 長	横田 デジタル推進課長
	西澤 D X 戦略担当課長	佐 藤 経 理 課 長
	宮 澤 税 務 課 長 (定額減税調整給付金担当課長兼務)	柏 原 区 長 室 長
	遠藤 新庁舎整備担当部長	藤 村 総 務 課 長 (秘書担当課長兼務)
	川村コンプライアンス推進担当課長	野口 官民共創担当課長 (官民共創担当主査事務取扱)
	與 那 嶺 戦 略 広 報 課 長	木村人権・ジェンダー平等推進課長
	宮 尾 人 事 課 長	田口 人材育成担当課長
	三井 新庁舎整備課長	小林 新庁舎建設担当課長
	泉 広 町 事 業 調 整 担 当 課 長	品 川 会 計 管 理 者
	今井選挙管理委員会事務局長	黒田 監査委員事務局長
	大澤 区議会事務局長	

○午後 1 時 0 0 分開会

○こしば委員長

ただいまより総務委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付の審査・調査予定表のとおり、報告事項およびその他と進めてまいります。

それでは、本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

本日は、1 名の傍聴申請がございますので、ご案内をいたします。

1 報告事項

(1) キッチンカー活用事業の実施について

○こしば委員長

初めに、予定表 1、報告事項を聴取いたします。

まず、(1)キッチンカー活用事業の実施についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤経理課長

私からは、キッチンカー活用事業の実施についてご説明いたします。資料をご覧ください。

項番 1、目的です。キッチンカーの出店につきましては、令和 6 年度の試行実施後に行った職員対象のアンケートで、非常に満足・満足というところが全体の 7 割を超えた状況です。また、実施継続の希望も多かったことから、キッチンカーの出店を行いまして、スペースの有効活用、来庁者等の利便性の向上等を図るとともに、事業者との顔の見える関係を活かして、災害時の協力体制を構築するというものです。なお、令和 6 年度の試行実施結果については、記載のとおりです。

次に、項番 2、事業概要です。キッチンカーの出店としまして、3 階のプラッツァにキッチンカーを出店します。毎週水曜日と金曜日に各 2 台、また、試行時に、暑い夏の時期は並ぶのが少し負担だというご意見もありましたので、8 月を除いた形で事業を実施いたします。出店については、仲介事業者に出店業者の管理を委託する形にいたしまして、仲介事業者は資料記載のとおりでございます。

また、災害時の協力体制の構築についてですが、今回、事業者を選定するに当たりまして簡易型のプロポーザル方式で提案を受けました。その際に災害時の協力に関する提案を求めまして、選定したところです。具体的な協力対応につきましては、現在防災課のほうで事業者と調整中です。

3 の事業開始日については、6 月 4 日水曜日から。

4 の収入見込額は、14 万 6,000 円を見込んでおります。また、赤囲みのところで 2 か所の出店位置を示しております。

○こしば委員長

説明が終わりました。本件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言をお願いします。

○須貝委員

非常にいつも疑問に思うのですが、事業概要の災害時の協力体制の構築とあります。このキッチンカーが有効だというお話ですが、大災害が起きたら、食料品、調理用の油、様々な調味料をはじめ、そろわないと思うのですが、これ、災害時協力体制と言われますけど、本当にこのキッチンカー、物が入ってこないのに有効利用というのは可能なのですか。必ず食品がここから仕入れられる、油もここから持ってこられるという体制ができているということなのですか。それについて教えてください。

○佐藤経理課長

災害時の対応のところでのご質問かと思います。今回、事業者の提案を受ける際に、選定した事業者からの提案ですが、能登半島地震のときに、パートナー協定といいますか、協定を結んでいる自治体からの要請で、キッチンカーを派遣したという実績もありまして、今回選定したということです。委員ご指摘のとおり、災害時はどういう状態かというのはそれぞれの震災のレベルにもよるとは思いますが、そういった実績も踏まえて協力体制が組めるのではないかと、今後協議しながら進めていくということになろうかと思います。

○須貝委員

何しろ、こういうふうに出ている以上、何とか資材等を含めて調達できるような仕組みづくりと、この大都市地域に大災害が起きた場合には、もう車もキッチンカーも動かせません。水の入手、それから、ガソリンの入手も一時的にほとんど止まってしまう状況だと思います。確かに蓄電池などは車に積んでいるかと思いますが、やはり食料品などをどこから仕入れるのだ、水はどこからどうなのだと、きちんと一つ予定を組んで、区民が安心してキッチンカーに頼れるような仕組みづくりをしていただきたいと思います。

○西本委員

今の続きで聞きたいのですが、災害協力とあるのですが、これからいろいろと考えられるのだろうと思うのですが、大災害が起きると、大体この場所に来ること自体が難しい。今、須貝委員も言われたような感じになると思うのです。自衛隊の方々だって大変な思いをしているのに、何をさせるのかなと思うのです。何ができると想定をして協力体制を構築していくということなのか、少しレベルが分からないので、あまり危険を伴うようなことをやっても、できないし、あまり期待しても、現実的に合わないとかいろいろあると思うのです。その考え方をお聞きしたいということ。

それから、試行をやりました。72.4%の方々、これ職員だと思うのですが、よかったということなのですが、まず、試行のときの業者の満足度はどうだったのか。要は売上げはどうだったのかなということ。

それから、今回仲介業者というのを使うわけですが、仲介業者を使うことによって、もちろんマージンなども発生するし、出店する店舗のメリットはどのくらいあるのかとか、結構売上げを取られてしまうのではないかと、その取られた分を金額に上乗せしてしまうと高いものになってしまうという見方もあるのですが、それはいかがでしょうか。

それから、このプラッツァは食べる場所があまりないのです。職員の方々が対象になれば、自分の席で食べるとか、食堂に持って行って食べるとかというのはあると思うのですが、これ、区民の方々にもということになると、食べる場所があまり多くないですね。なので、これをどう考えているのかなと。ただ単にテイクアウトという考え方なのか、それとも、何かしらベンチを置くなり何なり、食べる場所をつくるのか、その辺はいかがでしょうか。

○佐藤経理課長

幾つかご質問をいただきました。

まず1つ目の、災害時に必ずしもキッチンカーが活用できるかどうかということだと思います。基本的には防災課の所管ではありますが、ただ、今回提案があったところの能登半島地震のときのお話を聞きますと、避難所に避難した後に長く避難生活が続くわけなのですが、そのときに温かい食事という点で貢献できたと聞いておりますので、もちろん大災害の発生直後などといったときには現実的ではないかもしれませんが、そういった被災生活を送る中で、温かい食事という点で貢献できる

のではないかと聞いております。

次に、運用のところですが、一つはアンケートを取ったところで業者の満足度はどうだったかというところがございます。こちらの資料にも書いてありますが、今回2か月間というところで、実際事業者は7事業者というところだったので、アンケートという形ではなく個別にお話を聞くという形でご意見を聞きました。その中では、事業者が想定したよりも非常に売れたというご意見ですとか、あるいはほかのところで出店したときよりも売れたですとか、あとは、こういった事業を次年度以降やるのであればぜひ参加したいという前向きな回答がいただけましたので、今回の事業の実施につながったというところです。

次に、仲介事業者を使って出店する際の事業者との関係というところですが、一つは、行政としましても、試行実施のときはホームページに出して、職員が対応したのですが、やはり調整ですとか、あるいはその事業者がどういう事業者なのかというのが分からないところもあったので、なかなか難しいというのは感じたところです。

仲介事業者と事業者の関係ですが、やはり手数料といいますか一定のマージンは取るというふうに聞いておりますが、個別のキッチンカーをやっているところからも、個別のところを自分で開拓するという手間ですとか、実際行っても売れる、売れないというものがありますので、そういったものをチョイスしてあつ旋してもらえというメリットがあるというのは聞いております。

最後に、区民の方々が食べるところがないというところですが、これも仲介事業者と話す中でも出たのですが、業態としては基本的にはテイクアウトという形で、その場で食べるということはありません。イベントの中で出店する場合は、そのイベントの会場の中で食事をするということもあるのですが、こういった、区役所も含めて定期的に出店する場合は、基本的にはテイクアウトということだと思います。区役所のところではしながわ中央公園もありますので、そういったところでもお食事いただけるのかなというふうには考えております。

○西本委員

ありがとうございます。試行ではある程度満足いったということなのでしょうけれども、仲介業者が入ることになると、売上げなどにも関係してくると思うのです。なので、それが実際の販売価のところに付加されてくると、少しまた試行と違う状況が出てくるのではないかなと思うのです。なので、なるべくメリットを出していかないと、計画は難しいと思うので、区民の方々へも利用してくださいとか、そういうものは当然必要になってくるのではないかなと思うのです。

そういう意味でいうと、食べる場所はということで、テイクアウトという考え方は分からないではないのですが、気軽に食べられるというようなところも少し考えてもいいのかなという感じがします。ただ、そうなってくると当然、ごみの問題とか汚れの問題とかが出てくるので、そこも含めて考えないと、そういうものはなかなか管理し切れないのでというのであれば、それはその考え方でいいかとは思いますが、私の考えとしては、多少食べられるところがあってもいいのかな、そして役所の中でも少し開放できるようなところ、食堂でもいいと思いますが、そういうご案内をするとか。でもいっぱいですね。お昼は職員の方でいっぱいになってしまうと思うので、なかなかたくさんの方が利用するというところは難しいかとは思いますが、せっかく庁舎に来ていただいて、こういうものがあって、すぐ食べられるというような流れはつくってあげてもいいのかなと。これは意見なので、参考にいただければと思います。

○松本委員

今回のキッチンカー活用事業は、通常時の食の提供だけではなくて、先ほど災害時の協力体制というお話があって、ここは結構大事だと思っていて、このシンクロ・フード、サービス名がモビマルというものを調べたら、今年4月に、全国シェアリングシティ大賞というもので大賞を取られていると。取った理由というのが、官民連携によるキッチンカーを活用した防災・減災スキームの構築というところだというふうになっています。

先ほど、仲介業者を使うのか個別で契約するのかどちらがいいのかというところの中で、やはり管理の部分が結構大変というところがあったかと思うのですが、恐らく、こうした管理の部分というのは、災害時のことも検討されてこちらの業者を選ばれているのではないかと思います、現時点で具体的に品川区で何か災害が起こったときにどういうスキームを提案されているというか、話合いの中で出ているのかというところを伺えればと思います。

あと、例えばこの東京で地震が起こる場合というのは、品川区だけではなくていろいろなところが被災すると思うのですが、例えばほかの自治体もこのシンクロ・フードと協定を結んだりすると、キャパシティがオーバーするというか、一度にいろいろなところからキッチンカーの需要が出てきて、対応し切れないというような事態などというのは考えられるのかなとも思うのですが、その辺り今、話合いの中でどういうことになっているのか、お伺いできればと思います。

○佐藤経理課長

災害時の協力関係のところですが、具体的には防災課のほうで事業者と調整しているという前提ですが、一つは提案の中では、今回の事業者からは、先ほども紹介しましたが、能登半島地震のときの被災地にキッチンカーを派遣して食事の提供を行ったという実績があるということを示した上で、食に関する支援を積極的に行うという面での提案をいただいております、その点でどういった協力体制が取れるかというところを今、協議していると聞いております。

あとは、災害時の他区等でも協定を結んでいると、キャパシティ的にどうかというところかと思いますが、こちらの事業者については、都内での協定というのは、仮に今後品川区が協定を結んだとしてもほかの自治体では結んでいないようですので、そういう点は一ついい点かなと思います。

あとは、事業者選定のときにどのぐらいのキッチンカーを確保するというか協力体制が取れているかということも、非常に多く抱えていると聞いておりますので、すぐには枯渇するようなことはないのかなというのは認識しております。

○石田（ち）委員

このキッチンカーが試行実施されていたときというのは、仲介業者は入っていなかったということでいいのでしょうか。それで今回、事業化するに当たって、仲介業者に入ってもらおうというのは、キッチンカーを出す場合というのはスタンダードなことなのか。なぜ、仲介業者を入れるようになったのかを伺いたいのと、この仲介業者が、出店業者の管理等を委託ということで、この出店業者に何かあった際、また、事故やトラブル等があった際というのは、全てこの仲介業者が対応する、場所を貸しているというところでは品川区にもご意見などが出されることになるかと思うのですが、管理というところでの責任は、もうこの仲介業者であって、区は、関係ないというかどうかというタッチの仕方になるのか伺いたいと思います。

○佐藤経理課長

2点、ご質問いただきました。

1つは、試行実施の際にどういった体制だったかということですが、先ほど少し回答いたしま

したが、昨年は、ホームページ等にキッチンカー事業者を募集しますという形で、自前でやったというところで、仲介事業者を使うのは今回が初めてということです。

次に、そういった仲介事業者を間に入れるのがスタンダードかというところですが、いろいろ調べる中では、やはりこういった仲介事業者を介して事業を行っているというところが多く見られます。それについては、やはり自前で行うとその事業者の管理を区がやらなければいけないというところで、いわゆるノウハウがないという中でいろいろ聞きながらやるというところが難しいところかと思いますし、また、穴が空くといえますか応募がなかった場合に、手がないというところになりますので、仲介事業者からの今回の提案でいくと、たくさん抱えているので順番にといいますか、対応するというところがメインのお仕事になりますので、そういった確保が図られるというところがメリットかと思います。

次に、何かあった場合の対応というところですが、今回プロポーザルで提案を受けたときも、そういった事項が発生したりといったところの対応についても聞いておりまして、そこは仲介事業者のほうで責任を持って行くと。また、損害があった場合は二重三重に保険に加入していて、それによって賠償するといった体制も説明を受けておりますので、そういった点でも優れていると考えております。

○石田（ち）委員

分かりました。事故とか、やはり食品を提供するところなので食中毒などというものが起きたときに、区がスペースの有効活用ということで貸して、その中でも事故やトラブルということになると、すぐいろいろ区が対応することも出てくるかなと思うのですけれども、そういった場合の区の対応というのは何かすることになるのか、伺いたいと思います。

○佐藤経理課長

食中毒等が起きた場合の区の対応ということですが、区の事業として行うところですので、この事業に限らず何か事故があった場合は当然、区のほうで対応するというのが大前提ではあります。そうした中で、キッチンカーについて事故が起きた場合に、仲介事業者として、その前提として一定のマニュアルを作ったりですとか、あるいは保健所を通して許可を受けているわけなのですけれども、そういったところの確認を仲介事業者のほうでも行うといったリスク管理の面でも提案がありましたので、そういったところで対応していただけたらと考えております。

○まつざわ委員

私も、災害時の協力体制、これはキッチンカーならずともこういうものというのは、協定を結んだと、やはりいろいろなところであったりするので、こういうものはどんどんやっていくべきだと思っていますので、こういった事業は力を入れてやっていただきたいと思います。

それと1点だけ、見ているとすごい並ぶのですよね。本当に並んでいて、待ち時間も大変だろうなど。待っている間に昼休みが終わってしまうのではないのかなと思いつつ、上からのぞかせていただいているのですけれど、例えば皆さん12時に、当たり前ですけど、たくさん来るではないですか。ああいったご飯の時間、例えばお持ち帰りで済むのだとしたら、30分前に上げる、15分前に上げる、そういう職員のご飯の予約というか時間をずらすというのは、今、区では、例えば何々課はこの時間にやります、何かそういうのはあるのかなのか教えてください。

○佐藤経理課長

昨年、来たときに私も買いましたが、やはり並ぶというところが一つあるかなとは思っています。保健所からの指導等もあって、作り置きというのは食中毒の危険があるので、そこはできないと聞いておりますので、一定程度限界はあるのかなとは思いますが、事業者と話す中でもそういった声が

あるというところは伝えておりますので、なかなか難しい点ではあると思いますが、ノウハウの中で対応いただければなというので、引き続き伝えていきたいと思います。

○まつざわ委員

時間的な職員のあれというのは、すみません。

○佐藤経理課長

なかなか、各部署で、買う人、買わない人というところもありますし、個々人のそれぞれの昼食の選択というところですので、なかなかそこを区切ってというのは難しいかなとは思いますが、そこはご理解いただければと思います。

○大倉委員

責任の所在とか仲介業者について、また、災害時の協力体制とか、皆さんからお話があったので理解しました。

1点だけ、これを1年間やった中で、効果測定というのはどのようにしていくのでしょうか。こういうものをやると、官民でいろいろやっていくと、利用者側の視点とか区民側の視点というのが少し落ちる可能性があるなというところでは、そういったところも含めて、意見を聞くとか、この効果がどうだったかというのは、どうやっていくのか教えていただければと思います。

○佐藤経理課長

効果測定というところですけども、今回、事業者からの提案を受けて選定したわけなのですが、その中でも、振り返りといいますか、どういったデータが出せるかというところも提案いただいております。事業者側からですので、売上げがどうだったかですとか、あるいは何か意見があるかどうかというところは集計していただいて、区に提供いただけると聞いておりますので、そういったものを活用しながら、事業の効果について判定していきたいと考えております。

○大倉委員

分かりました。そういう意味では、どういったデータが出せるのか、いろいろ考えていただいて、利用される方が職員が多いようであれば、改めてそういったアンケートを取るとか、区民向けのアンケートを取るとか、そういったこともできるのかなと思いますので、いろいろ考えていただければと思います。

○新妻副委員長

今回、災害時の部分が結構大きいかなと思っておりまして、私もスフィア基準にのっとったTKBBの整備というところで、温かい食事の体制を整えていくにはキッチンカーは有効だということで求めさせていただきました。もう少し災害時の部分をお聞きしたいのですけれども、先ほどから、大きな災害のときにはキッチンカーが動かないよねという話がありますが、当然ながらフェーズがあるかと思っていまして、そのフェーズによって、このキッチンカーが動けるときにしっかり体制を整えていただくということが必要なかなと思っています。

これは協定を結んでいくという認識でよろしいのでしょうか。それはこのキッチンカー、役所の職員を中心とした、役所の前で行うものと災害時のこのキッチンカーというのは、別の協定というところになるのでしょうか。やはり災害時は防災課が主導になるかと思うのですが、そこの協定の関連性といいますか、経理課のほうで動いていただく部分と、災害時のときに動いていただく部分といいますか、そこら辺をもう少し教えていただきたいということが1点です。

それと、昨年の実績の中で、職員の方をメインとしておりましたが、利用者の状況というのが区民の

方がどれくらいだったのかとか、何かそこら辺を押さえていましたら教えていただきたいのですが、要は先ほど西本委員も言われていましたけれども、区民の方も利用があったのだと思うのです。そうすると、テイクアウトがメインということですが、例えばその場でテーブルなどを出していただいて、区民の方がそこで食事をできるような、時期にもよると思います、梅雨時期とか、暑い時期とかを避けた中で、そこで食事をしていただくということも必要なのかなと思うのですが、先ほどの事業者とのやり取りの中では、事業者のほうもテイクアウトを主として考えているということだったのですが、そこら辺の提案として、区側からそういう区民へのサービスというところでも、そこは広げてもらいたいというような、そういう要請をされるお考えがあるのかというところです。

昨年のときに私は情報を知らなくて、モスバーガーが全国で1台しかないキッチンカーを出動していただいた事例があったかと思うのですが、何かそういうことも結構話題になるのではないかなと思っていて、そういうものを職員だけではなく区民へもお知らせをしていただきながら、キッチンカーは区がこうやって、やっていますよ、災害時にはこういうキッチンカーが温かい食事を提供してくれるのだという、そういうところも含めた区民への周知を図っていくということも必要だと思うのですけれども、併せてお聞きしたいと思います。

○佐藤経理課長

大きく3点、ご質問いただいたかと思います。

まず、1点目の災害時と通常時の役割分担のところかと思います。副委員長がおっしゃったように、災害時については防災課のほうで担当しているというところでして、今聞いているところでは、最終的には協定を結ぶような形で今、協議していると聞いております。ただ、仲介事業者で事業を組み立てるときにヒアリング等をした中では、協定だけ結んでいてもふだんの関係性がないとなかなかうまくいかないのだというご意見もいただいておりました。したがって、通常時、経理課が中心となりまして顔の見える関係を築きながら、発災時に、お互いに分かっている同士でどういった協力ができるか、今、フェーズというお言葉がありましたけれども、実際どのぐらいになったら派遣いただけるのかですとか、どのぐらいの規模なのかですとか、そういったところでも、ふだんからコミュニケーションが取れているほうが実効性があるのではないかとということで、今回については、防災課とは経理課とよく協議をしながらここまで進めてきているということです。今後とも連携を取りながら進めていきたいと考えております。

2点目に、試行実施のときの、職員の利用についてはアンケートを取りましたけれども一般の区民の方はどうだったかというところです。数字的なところはなかなか捉えるのが難しかったので取っていないところではありますけれども、先ほど言ったような、事業者とお話をしたりですとか、あるいは、私もやっているときは見に行ったりもしていましたので、一般の方もちらほらといらっしやっていたという認識はしております。その際に食べる場所をということでしたけれども、去年は夏場にやったというところもあって、なかなか難しかったということかと思います。また、場所的にもブラツァアですので、あまり広げてというのは難しいかなとは考えております。ただ、今回選定した事業者からは、いろいろフィードバックもしてほしいという意見を聞いておりますので、そうした中で何ができるかできないかというところはありますけれども、ご意見としては、伝えていきたいと考えております。

最後は、区民へ向けてのPRというところですが、今回提案を受けた中では、いわゆるホームページ等を通じて、今日はどういうキッチンカーが来るよというところは共通のプラットフォームを使って周知するというふうに聞いておりますので、我々としてもそういうものを使って、区民の方を含めてPR

していきたいと考えております。

○新妻副委員長

まず、災害時にしましては、引き続き取組をしていただきたいと思いますので、いざというときにやはり温かい食事の提供、非常に大事なことだと思っておりますのでよろしくお願いします。また、食べる場所や、区民への周知というところに関しては、そうするとここはもう委託をするということなので、事業者の一つはその考え方、やり方というのはお任せをするといえますか、そこは投げかけるというような仕組みが今回の取組ということでの認識でよろしいですかね。売上げも非常に大事になってくると思いますし、多くの方にターゲットを広げる中で、キッチンカーがどれだけ対応できるのか、何食対応できるのかということにもよるとは思いますけれども、売上げにもしっかりと貢献できるような仕組みも必要かと思っておりますので、ぜひ、区民が食べる場所というところもやっていただけますように、また、区からもぜひつなげていただきたいと思います。要望で終わります。

○西本委員

1点だけ。2階に食堂がありますよね。ほとんどこれは職員をターゲットにしているということだと思う、区民の方も多少いらっしゃると思うのですが、そうなってくると、2階の食堂の利用者が少なくなっていくのではないのかな。そうするとある程度、売上げが下がってくれば、では2階の食堂は閉鎖、見直しをする考えも出てくるのかなと思います、その辺何か考えがあるのでしょうか。集約するとか、それはそれとしてやっていくとか。

○宮尾人事課長

職員の食堂ということで私から答弁をさせていただきます。昨年、キッチンカーの試行実施ということで、その期間の実績、売上げにどう影響したかというところを見ていたのですが、その期間だけ食堂の売上げが下がったとか、そういった傾向は見られなかったというところがございますので、今回も、やるに当たってはその辺の動向はしっかり見ていきたいなと思っております。

○西本委員

ぜひ、当面は並列でやっていただきたいと思います。あまり影響がなければそれはそれで両方とも続行できるかと思うので、あまり極端になってしまうとやはり見直しを図らなければいけないというような状況になり得るかと思うのですが、いろいろ状況を見ながらということなので、それを注視しながら、でもサービス低下にならないようによろしくお願いします。

○こしば委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 令和7年度定額減税しきれないと見込まれる方への給付金（不足額給付）の支給について

○こしば委員長

次に、(2)令和7年度定額減税しきれないと見込まれる方への給付金（不足額給付）の支給についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○宮澤税務課長

私から、令和7年度定額減税しきれないと見込まれる方への給付金（不足額給付）の支給についてご報告いたします。資料をご覧ください。

項番1、目的でございます。令和6年に住民税と所得税に定額減税が実施されたことを受けまして、

減税し切れない方を対象に令和6年度中に調整給付を支給いたしました。所得税の減税し切れない額につきましては、令和5年所得税から算出し、速やかな支給を行ったところでございます。年末調整ならびに確定申告によりまして、令和6年所得税が確定したことに伴いまして、給付済額に不足が生じた方や、新たに支給要件に該当する方を対象に、その不足額を支給するものでございます。

項番2、実施いたしました定額減税の金額につきましては、合計所得金額1,805万円以下の方を対象に、記載のとりの額を減税いたしました。

項番3、今回の不足額給付のしくみでございますが、まず、令和6年度の調整給付金にて算出された住民税および所得税の税額が定額減税すべき金額を下回った場合、それぞれの控除不足額を足した金額を支給しております。このうち、確定した令和6年所得税において、令和5年と比較して、例えばですが、所得が減少した場合や、出産などにより扶養人数が増えたことによって控除が増えたこと等によりまして、令和6年に推計した所得税より減額となったなど、新たに生じた控除不足額分を支給するものでございます。

項番4の不足額給付の対象者と支給額についてでございます。上段のAをご覧くださいまして、こちらは、ただいま説明いたしました、新たに控除不足額が生じた方で、対象となる方は推計で約3万人と見込んでおります。支給額については、対象の方々によって変わりますが、令和6年度に給付した調整給付金に新たに生じた控除不足額を1万円単位で切り上げて支給いたします。下段のBにつきましては、令和6年度の際、青色等申告専従者の方など、定額減税の対象外の方で、各税額が0円で、記載の①、②の要件を満たす方、推計で約3,000人を見込んでおりますが、これらの方については今回一律4万円を給付いたします。

次のページをご覧ください、項番5、基準日につきましては、6月2日とし、対象者を抽出して、支給額を算定いたします。

項番6のスケジュールでございますが、7月上旬にコールセンターを開設し、下旬には対象者の方へご案内を発送いたします。前年度支給実績がある方は受取口座が判明しておりますので、申請不要で支給決定通知書の発送とともに直接口座に振り込む予定でございます。新たに対象となった方など振込口座が不明な方につきましては、支給確認書を発送し口座情報の回答があり次第、振込をする予定でございます。令和6年中の転入者で令和6年度の調整給付の支給額が確認できない方につきましては、申請書を送付いたします。これらの申請期限は10月31日までとなります。申請があり次第、速やかな給付を進めてまいります。

○こしば委員長

説明が終わりました。本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

○石田（ち）委員

昨年の定額減税の際に、そういう不足が生じた方へということで、この定額減税、本当に暮らしが苦しくなる中での減税策ということで行われましたけれども、たった1度の減税ということ、そして、それが焼け石に水であったということが、地方自治体の職員の皆さんの様々な事務が増えて本当に大変だったろうなど。それでさらにこういう不足が生じた場合の対応というのが出てくる、そういう政策だったのだなというところでは、私たちも当時から、消費税の減税等、やはりそういうところで暮らしを守るべきだというふうに訴えてきましたので、こうしたまた、不足分を対応しなくてはいけないというところでは、ご苦労さまですという思いですけれども、4番の不足額給付の対象者と支給額ということで、Aのところが推計約3万人、Bのところで推計約3,000人ということで、下のBのほうは

一律4万円となっているのですが、Aのほうでいうと、総額はどれくらいになるのかというのは今、分かる状況でしょうか。

○宮澤税務課長

6月2日を基準日として算出して金額等を出すところでございますが、予算上、給付金に関しましては8億7,000万円余を予算としております。特にAの方に該当する、不足が生じた方というのは扶養人数等で控除額等が変わりますので、算出してみてその金額が出てくるということでございます。

○石田（ち）委員

分かりました。結構な不足額なのだなというところで、本当にこうした、暮らしを助けるというか支援するということでの減税策でしたけれども、本当に地方自治体の職員の皆さんの手を煩わせないような形で、消費税減税などが一番有効だなというふうに私は思っております。ですので、今も本当に暮らしがまだまだ、これまで以上に物価高騰等で苦しい状況ですので、引き続きの減税策、私たちは消費税減税が一番だと思っていますけれども、区としてもぜひ求めていただきたいなと思っています。要望です。

○こしば委員長

ほかに質疑はございますか。

○西本委員

すみません、非常に分かりづらいです。非常に不思議なので、仕組みもあまりよく分かっていない。減税というのは分かったのですが、減税し切れない額とか、なぜそういうことが起きるのかなということ。それから、合計所得金額1,805万円以下の方ということなのなのですが、この仕組みをもう少し教えてもらえないでしょうか。どういう方々が対象で、どういう方々に支払われるのか、なぜそういうことが起きるのかということを教えてください。

○宮澤税務課長

まず、仕組みの部分の説明させていただきますと、昨年度定額減税が実施されまして、所得税と住民税、合わせて4万円になります。定額ですので、皆さん一律4万円というところなのですが、それぞれの税額で4万円を下回る場合、その4万円の控除が引き切れませんので、引き切れない控除分に関しては、昨年度調整給付ということで給付させていただきました。昨年も6月に基準日を設けて金額を算出しておりますが、令和6年の所得税につきましては6月の時点ですので、まだ1年分の所得税の金額というのは確定していませんので、ただ、速やかに給付を行うために、前年の令和5年の所得税を基に推計して金額を算出したというところです。

今回、年末調整や年明けに確定申告を行いまして所得税の額が確定したことによりまして、所得が下がった方や、新たに出産等で子どもができ、扶養人数が増えた場合等につきましては、所得税の額が変わりますので、その変わったことによってさらに引き切れなかった部分が増えた方とか、定額減税されていたけれどもさらに引き切れない部分が出た方、新たに生じた方等に対して、不足額給付ということで今回給付するというものになっております。

それで、合計所得1,805万円以下というのは、例えば、給与収入2,000万円の方は合計所得が1,805万円になりますので、給与収入2,000万円を超える方は定額減税の対象外という形になっているところでございます。

○西本委員

少し分かったような気がしますけれど。結局どこを起点にするかということでこういうことが起きて

いるのだらうなと思うのですが、結局この逆のパターン、だからその減税の額、令和6年度の年末調整などの中での算出した形で、去年支給した金額よりも少なかった方に対して支給しますというのは分かったのですが、逆に多くなってしまった場合は引かれるのですか、そういうことはないのですよね。逆の方はどうになってしまうのですか、それはなしなのでしょうか。

○宮澤税務課長

令和6年中の収入が、所得等が仮に大きくなった場合に関しましては、国の方針としまして、返還等は検討しないというふうになってございますので、返還等は特段ないということでございます。

○西本委員

これ、定額減税というふうに、去年ですか報告があったときに、先ほども質問がありましたけれどもすごく煩雑で、結局、職員の手を考えたら本当に、事務量が多くなってきて大変だよという話をしていたのです。これ、全体に関わる調整をまた、図ることになるので、コストが物すごく高くなっているのだらうなと思うのですが、大体でいいのですが、去年の定額減税の処理と今回の処理とで事務費はどのぐらいかかっていて、その事務費は国に請求できるのですか。それを教えてください。

○宮澤税務課長

事務を執行するに当たりましては、事業者等に委託等を活用しております。今回その金額につきましては、1億300万円余の委託費を計上しております。それらの事務経費につきましては、10分の10補助金で賄える形になっております。

○西本委員

これは国が決めたことなので品川区が決めたわけではないのですが、事務処理をこちらでやらなければいけない状況なので、なかなか言いにくいと思いますが、品川区が直接国に申し上げるのは難しいかもしれませんけれども、やはり手間がかかる、コストがかかるということは、お金に換算できないような部分も出てきていると思うのです。なのでそれが、今後こういうことをやる時には、かかったお金をもらうにしても、やはり手間がかかったり委託しなければいけなかったりというようなことがあるので、事務を行う区側としては意見を言えるところがあったら言ってほしいなと思います。この仕組みは、やる時に相当そこが問題だったのです、手間がかかるよね、みたいな形で。正直、定額減税とって、恩恵を感じている人はどれだけいるのかなと思うのですが、そんなにいないのではないかなと思うのです。だからこれは国に対してですが、もう少し分かりやすいような、やりやすいような、そういう内容のものにしていただければなという、これは意見なので、別にここで言っても皆さんどうすることもないと思いますが、私の意見として少し言わせていただきたいと思います。

○松本委員

昨年のこの定額減税が行われたときに、便乗詐欺が出たということが報道されていて、被害で大きいところは300万円とか出ている自治体もあると伺いました。品川区の場合に、こういった被害の報告が、所管上難しいかもしれないですけど、どこが受けるのかということと、今回やるに当たってまた、こういった便乗が出る可能性があると思うのですが、ここは周知といいますか、こういう可能性があるというところの周知を行っていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○宮澤税務課長

給付金事業を実施する際、今回につきましては7月に広報しながら、または区のホームページ等でお知らせするとともに、今回対象となる方にもご案内状が行きますので、そこでも注意喚起をしていきます。昨年度の調整給付金のときに詐欺被害等にお遭いになったというところは特段、把握はしていない

状況でございます。

○須貝委員

先ほども質問がありましたが、この給付金事業ですけれど1億300万円というお話ですが、これからもまだ続くわけではないですか。不足額に対してこれから支給しなければいけない。ということは、これ1億300万円ははるかに超えていくというふうに考えていなければいけないということですか。

あと、これだけかなりの労力がある、人件費がかかるということで、やはり、品川区も独立した一つの自治体ですから、こういうことはしっかり国にも申し上げるべきではないかな、こんなことをやっていたら大変だということ言うべきではないのですかと。

まず、そこ、2つだけ教えてください。

○宮澤税務課長

事務を進めていく上での、1億300万円というのは事務経費、委託費というところでございます。事務を進めていくに当たっては、委託等を活用しながら速やかな給付ができるように努めていきたいと思っております。昨年度の定額減税含めて調整給付金につきましては、減税等におきまして、可処分所得を押し上げて物価高の中で区民の負担軽減を図るところで実施しているところでございます。そういったところは一定の役割を果たしているのかなというところでございますが、事務作業につきましては、効率的に進めていって、なるべく職員にとっても負担がかからないような形で進めていくというところでございます。

○須貝委員

すみません、言い方が悪かったと思うのですが、これからも委託費はまだ続くということですから、増えていくと考えていいのでしょうか。

それと、この今回の定額減税ですが、我々の聞いている話、マスコミ等もそうですけれど、定額減税によって消費が伸びた、数字が伸びたとか数字が上がっているというふうには、とてもではないですが我々はそういうふうに感じない。それで、実際多くの方が定額減税されているはずですが、実際は効果が出ていないと。こういうことに関して、区としてはどのように考えていますか。確かに国からこうやれというからやったということですが、実際、効果がないものを一生懸命、各地方自治体で給付事業をやって、あまり意味がないことをやらせるというのはいかがなものかなと少し思います。

それから、区民からの評判ですけれど、よかったねということは、私の知り得る限りではほとんどの方から聞いていません。分からないのですよね。だから、定額減税で、結局実際にそのお金が給付されるわけではなくて、所得税それから住民税が引かれている。でも、それはもうほとんどの方は分からない。どれだけ得した、数字では出ているけれど、分からない。こんなようなやり方で定額減税して、国民、区民の方がありがたいなどとは思わないと、私は思うのですが、その辺について少しご見解だけお聞かせください。

○宮澤税務課長

まず、委託費、事務経費につきましては、昨年度もほぼ同様の金額をかけて行っておりまして、今回11月末で事業は終了する予定ですので、昨年度と同様の経費がかかっているというところでございます。

2つ目の、消費の動向や効果というところでございます。昨年度まず、定額減税を行った品川区の金額としては約17億円、かつ調整給付という形で給付した給付金の金額というのは約13億円となっておりますので、合計すると約30億円近くの金額というのが、主に6月に、減税や給付という形で行っ

ているところでございます。それだけの金額の規模を品川区民の方に減税や給付という形で行っております。そこが消費の影響にどれだけの効果が出ているかというところの効果測定というのは把握していないところではございますけれども、実際に給付や減税は行われているというところになっております。

区民の方の評判というところでございますが、税務課のほうには特段お声はいただいていないところではございますけれども、こういった給付金事業というのはとにかく速やかに実施するというところを念頭に進めているところでございます。

○須貝委員

これも国民のために国が動いた定額減税ということですが、こんな分かりづらい、実感がない、実際その成果が上がらないというような、私の見る限りですが、区で捉えられているほうは分かりませんが、こんなことを地方自治体に押しつける、やれというのは何か間違っているような気がしますので、それだけ少し指摘しておきます。

○こしば委員長

ほかにご質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 「品川区職員・教職員向け性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する行動指針」の改訂について

○こしば委員長

次に、(3)「品川区職員・教職員向け性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する行動指針」の改訂についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長

私からは、品川区職員・教職員向け性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する行動指針についてご報告させていただきます。お手元の資料をご覧ください。

経緯につきましては、今年、令和2年12月に策定していた、品川区職員・教職員向け性自認・性的指向に関する行動指針を改訂いたしました。この改訂の理由としましては、令和5年6月に、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律が制定されたこと、令和6年4月に、品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例が施行されたことなど、時代の変化に対応するためです。なお、令和3年2月にも改訂しておりますが、このときの改訂内容は、人権尊重都市品川宣言の追加掲載のみになりますので、今回は本格的な改訂というような時期になります。

2番、改訂内容ですが、タイトルの「性自認・性的指向」から「性的指向・ジェンダーアイデンティティ」と変更していることと、SOGIハラ、カミングアウト、アウティングなどの解説を追加したこと、職員・教職員向けの行動すべき具体的な対応例などを追加して記載していることです。これにより、改訂前は、表紙等を入れて24ページだったものが約倍の40ページへと充実しました。

その他にあるとおり、5月1日、区のホームページに掲載させていただいております。その後、今年に入ってから、各職層研修や多様性の研修などに取り入れていくことと、所属を通じて全職員へデータ

配付をしております。

○こしば委員長

説明が終わりました。本件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言をお願いします。

○石田（ち）委員

今回改訂されたということで、品川区の職員・教職員向けの性自認・性的指向に関する行動指針というのが、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する行動指針になったということなのですが、この性自認をジェンダーアイデンティティに変更した理由というのは何なのか伺いたいのと、行動指針なので、今、ご説明の中でも、研修などとおっしゃいましたか、こうした職員や教職員への教育や研修というのがこの指針を基にされていくのだと思うのですが、これまで、こうした性的指向やジェンダーアイデンティティに関する研修というのはどれぐらいやられてきたのか、今後研修の回数等の目標などがあるのか、伺いたいと思います。

それと、やはりこうした性的指向やジェンダーアイデンティティ等の差別や理解のなさに苦しむ方々も区民の中にはたくさんいらっしゃると思うので、そうした区民の皆さんを相手にする窓口や教員というところがその理解がないとなると、本当に苦しいことになると思うので、これは本当に大事だと思うのです。ですので、今後さらに、ジェンダー平等推進条例もある中で、どう進めていくのかというのを知りたいので、そうした研修の回数や、ほかにももう少し何か工夫があるのか伺いたいと思います。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長

まず、1つ目が、性自認をジェンダーアイデンティティというふうに記載している理由についてなのですが、こちらにつきましては、LGBTというか、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律において、まず、このジェンダーアイデンティティという言い方を取っているというところで、そちらにそそえたというような内容になります。

研修につきましては、今までも取り上げてはおります。この冊子自体も取り上げてきてはいるのですが、改めまして、新しくなった機会に、少し多めに取り上げていこうと考えていることと、研修をもし受けなかったとして、もしくは受ける前だったとしても理解しやすいように、目次の中で、ある程度当たりをつけて、例えばそういうお客様が来たときにどうしたらいいか、みたいなページはどこにあるのか、どういうことに気をつけなければいけないのか、お子さんに対しての対応の仕方についてどこかに書いてあったような気がする、どこだったっけな、というような形で確認できるように工夫をして作っております。研修の目標回数というのは特に考えておりませんが、なるべくやっていきたいと思っているのと、昨年も、条例の理解のための職員向けの研修をしております、その中でも、性的マイノリティの方への配慮についての話をさせていただきましたので、そういう形で今後も進めていきたいと考えております。

3番目が、差別、不理解に苦しむ方への窓口などでの理解についてなのですが、既に窓口にいるらっしゃっているというケースがありまして、そういったことのご相談もいただいた上でこの中身にして作っているところもありますので、職員に関しては、窓口というか相談窓口として、まず、ジェンダー平等推進センターがありますよという周知をさせていただくのと、にじいろ相談を今実施しているのですが、LGBTの方々に関する専門相談をやっているのですが、3月まで第2、第4の土曜日に開催していたのですが、ご希望もありまして、4月1日から第2土曜日と第4水曜日という形で実施をしております。これが職員の方々にとっては、勤務時間内、就業時間内に実施している形になったことと、会社の方々などからもご相談を受けるようなことを想定してこの時間にしておりますので、そ

ういったものも含めて総合的に取り組んでいきたいと考えております。

○石田（ち）委員

ぜひ積極的に進めていただきたいと思っているのですが、このジェンダー平等推進条例を策定する際のパブリックコメント、の中で、本当にこのLGBTQ+、主にトランスジェンダーに対してのすごく攻撃のある意見が多数寄せられていたというところでは、この品川でもこういう性的指向やジェンダーアイデンティティに対して、差別といいますか理解が及んでいないといいますか、そうした意見が多くあるというところに私も驚きを感じたところなので、なおさら、要は区民にそういう方たちがいるということですので、丁寧にそして正確に知識や理解を進めていっていただきたいな、普及をしていただきたいなと思っております。

それで、開催していくに当たっての説明を先ほど様々ないただいたのですが、目標みたいなものというのですか、今年はこれぐらいやっていく、それで、さらに意見を寄せていただいて、さらに改訂していくみたいな指針、そういった今後へどうつながるのかなというのもお聞きしたいと思うのです。すごく内容としては分かりやすいなと思いましたし、表現の例のところでも、夫や妻や旦那さんや奥さんのことをやはり配偶者、パートナー、お連れ合いと言ったほうがいいみたいな、そういう例も取り上げられていて、窓口の職員としては当然のように言っていた言葉だけれども、こういうふうに言い換えたほうがいいのだな、みたいなものが分かりやすく出されている指針だなと思ったのですが、今後研修や、また、そうやって現に当事者の方が相談に来られた、そしてその上でのさらなる改善というものを進めていくためにも、この指針というのは、どんどん改訂というか新たに得た視点というものをさらに反映させていくものにしていくものなのかな、どうなのかなというのを少し伺いたいと思うのです。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長

行動指針、先ほど言ったとおり今回の改訂については、令和5年の法律と令和6年の条例について、ということも含めて改訂のきっかけにはなったのですが、内容としても、近年新しく変わってきたものですか、今までこうだと思っていたけれども違ったというような情報も入ってきておりますので、そういったものを含めて更新していくということが、例えば次の改訂につながることであるということが一つと、区の職員向けの研修ですとか、皆さんの知識が増えてきて、より細かく、もしくは違う方向の内容が必要であれば、そういったものについても取り上げていくというふうな形で、行動指針の次の改訂の時期については考えていくような形になると思います。

○こしば委員長

ほかに質疑はございますか。

○西本委員

かなり具体的な内容が入ってきたかなと思っているのですが、ただ、いろいろ細かいところになるとたくさんあるのですが、これは女性、男性、そうではないみたいな形で、品川区のいろいろな手続の書類があるではないですか。そこに男性、女性というのが今、丸などとなっていて、それが多分、大分表現の仕方が変わってくるのかなと思うのです。把握し切れていないとは思いますが、そういういろいろな組織があって、それを今後変えていくという方向なのか、それを変えるとなると、今どのぐらいの組織があって、変えなければならない要素のある組織はどれぐらいあるのかな、それに対しての経費というのがかかってくると思うのです。それをどう計算されているのかなということをお聞きしたいと思います。

それから、これ、区民の意識も変えないと、こっちが一生懸命やってもなかなか伝わらない。例えば

先ほども出ていましたけれど、旦那さんとか、夫、妻、旦那さんの奥様というのは、配偶者、パートナー、お連れ合いになりますよね。でも、分からない人、結構いると思うのです。パートナーと配偶者どう違うのとか、お連れ合いって何、とか、結構あやふやなものになってしまうので、区の手続の中でそれが答えづらいという、逆に分かりづらいというようなことがあるのではないかなと思うのですがどうなのでしょう。

それで、お父さん、お母さんというの、保護者の方、ご家族とくくってしまうとじいちゃん、ばあちゃんも入るよな、とか、そういういろいろなことが出てくるので、特定しづらくなる。でもこれは表現の例ということになっているので、やはり全体的な共通用語にしていかなければいけないと思うのです。共通用語というのは、区の職員がいろいろやったとて、区民の人たちがそう思わなければつながらない、通じ合えないとか、また、余計誤解が生じるのではないかな、その辺の調整をどう図っていくのかなとすごく気になりました。

それと、公衆トイレなどの扱い方も出てきます。これはここの担当ではないかもしれませんが、公衆トイレの考え方はどうするの、今いろいろ公園などに造っていますがどういう造り方になるのかな、男性、女性、多機能といろいろあるのですけれど、そういう形になってくるのかということが少し気になります。

それと同時に、では保育園とか幼稚園とか学校とか、どうするの、ということですよ。少し気になったのは保育園、所管が違うと思うのですけれど、保育園は一斉にトイレがあるのです。だから5歳児や4歳児も、仕切りもなければ何もないところで用を足すのです。なので、小さいうちはいいかもしれないのですけれど、年長・年中ぐらいになるとそこも意識するようになるのではないかな、そうなってくると、構造自体を変えなければいけなくなるよね、という、そこまで見ていますかということです。

これ、全体の話に関わってくるのです。保育園、幼稚園、学校のトイレ、見てください。どういう状況で、これに合致するようになっていっているのかどうか。なっていなかったらそれを変えていかなければいけないのですよね。すると工事費がかかるでしょう、というふうになって経費がかさんでくるのです。だから、教育現場の周知徹底も非常に難しいのですけれど、それをどういうふうに、教育委員会、各学校との調整を図ろうとしているのか、まずこれを教えてください。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長

3つほど質問があったと思うのですけれども、1つ目の、男性、女性とそれ以外の書面書式に関してなのですが、こちらに関しましては、特に性別を記載する必要がないものに関しましては既に数年前から廃止しておりまして、必ず必要があるものに関してのみ記載が必要というふうになっていますので、もう既に変わっておりますということが一つと、毎年これに関しまして庁内で調査をかけておりまして、そういうものはないですかというような形で見直しを図っていただいているところです。

2つ目の、区民の意識を変えていかなければいけないということなのですけれども、今回作らせていただいたものに関しましては、職員・教職員向けということで、公務員としての全体的な考え方と、窓口や教育現場であり得る状況というのを考えて、全ての人が、例えば窓口ではなくても、何か事業をするときに、いろいろな方々がいらっしゃるということを前提に事業を考えていただきたいということも含めて記載をさせていただいているようになります。なので、もちろん区民の方の意識も変えていかなければならないということではあるのですけれども、それに関しましては、また、別のところかどうか、いろいろな方法を試していきながら、いい形で皆さんにお伝えできればと思いますし、例え

ば区役所の、少し分かりづらいというふうにはおっしゃられていましたが、区役所の窓口でパートナーって何だろうと思われた方が、例えば窓口で説明を受けて、自分でもそういう言い方を使ってみようとか、最近区役所がそういう言い方をしているのだなというような気づきを得ていただくきっかけにしていればいいかなとは考えております。

3番目は、公衆トイレの話になりますけれども、トイレや更衣室に関しましては、まず、性的マイノリティの方々はそれぞれのご希望ですとか考えがあるので、まずはそちらのご希望ですとか考えをお伺いして、それに合わせられるかどうか、もしくは調整が必要なかというところで考えていければいいのかなと考えております。まず、ご本人の気持ちを確認してくださいというふうには記載しておりますので、そこら辺は確かに、こうするのが正しい、こうしなければならないというような形でやるものではないのかなと考えております。

学校、幼稚園、保育園に関しましては、今既に新しい校舎になっているところは、少し使いやすいトイレがあったりとかというのも聞いておりますし、例えば学校のそれぞれの造りによってやり方ですとか、ご本人の各クラスからの動線などというものもありますので、それに関しても、もしそういった形で生徒のほうから先生になどというふうな質問があれば、学校のほうで考えていただくようになるのかなとは思いますが、こちらのほうにも何か専門的な知見が必要であれば、先ほど言ったにじろ相談ですとか、専門家のお話を伺う機会もありますので、そちらを使っていければと考えております。

○西本委員

区の様式は変わってきたと、見直しを図っていますよということで進んでいるなと認識いたしました。それで、区民の意識も変えないといけないということなのですけど、これ、やはりどこが発信して認識を高めてもらうかということだと思うのです。それはやはり区のほうが発信していかなければいけない部分だと思いますので、積極的にこういう使い方をしますよというのはもっと言っていきたいかなと思います。

それと、当事者の意見というのですけれど、例えば保育園にしても幼稚園にしても、子どもたちがおかしいと言えないです。やめてくださいとかこういうようにやってほしいなんて意見など言えませんよ。だけれど、保育士たちがこれはちょっとあまりにもプライバシー、これプライバシーの問題になるのか、もう少し考えたほうがいいのかというような状況もあるので、だから、当事者の考え方も当然なのだけれども、それは大人だったら希望を聞いてということなのですが、やはりこういうものができているわけだから、専門的なところの意見を聞くとか、こちらから発信をして、どういう内容だったらいいかとかというのを待つ状況ではなくて、こちらからしっかり要求を聞いていって、例えばトイレだったらトイレを変えていくというようなことを積極的にやってほしいなと私は思いますので、その積極性ということに関して、どういうお考えかお聞きしたいと思います。

あと、教育現場はやはり調整を図ってほしいです。結構それぞれの教職員、意識しているとは思いますが、やはりつい言うってしまうようなことが多いのではないかなと思っているので、研修等々でやっていると思いますが、そこは少し調整を図りながら、全庁的にそれと教育委員会、学校も含めて進めていただきたいなと思います。

最後に、ハラスメントの外部機関、これ、時々質問するのですけれど、やはりハラスメントに関してはきちんとと言えるような雰囲気をつくってほしいと思っているのです。職員の方々も含め、内部告発も含めて、やはり困っているというような、このジェンダーも含めてですが、こういう不当な扱いをされたなどということに関しては、もっと自由に問合せできる場所ということを職員の方々には知ってほしい

なと思います。やっていますよということなのかもしれませんが、私はもっと、職員の方々に困っている方がいたら相談がしやすい相談窓口というのをぜひつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長

積極的に区民の方にもというお話ですけれども、こちらのほうでもいろいろな形で区民の方々に、様々な機会を捉えてお話をさせていただいたり、例えば会議に出させていただいて説明をさせていただいたりというような形で、昨年も実施しておりますが、今年も引き続き、少し話の内容を変えて、同じような会議に積極的に出させていただきながらお話しさせていただければと考えております。

また、学校も含めて調整を図っていただきたいということなのですけれども、こちらに関しても、まず、学校教職員向けにはまた、別の研修をさせていただいておりますので、こちらのほうでまた、お話をさせていただくような機会はありますし、学校のほうからも、学校の授業としてそういうものを取り上げていきたいのだけれどもどういうふうにしたらいいかとか、こちらのほうで出前授業というのを学校に向けてやっておりますので、性の多様性についても出前授業を活用していただくという形で進めていきたいと思います。

ハラスメントに関しましては、今回この行動指針の後ろのほうに、ハラスメントの内部相談の窓口と、外部相談はグループウェアに入っていますよというような形になっているのですけれども、各種相談窓口を設けておりまして、例えば言いやすい場所と言にくい場所、例えば電話を庁内でするのは少し難しいとかということもあるようであれば、選んでいただけるようにしていただいて、拾っていくというかお話を伺う機会を持てるようにしていくように考えております。

○須貝委員

少し重複してしまうかもしれないのですが、品川区職員・教職員向けということで、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する行動指針を今回改訂したということですが、この相談窓口が、少し見ますと一覧がありますけれど、こういうものも、全てこれ品川区が関わっている窓口ではないのかなと思うのです。やはり品川区の職員が何か、内部告発、困ったことを相談しようとするときに、品川区の関係機関に相談する、やはり相談しにくいのではないかなということと、あくまで第三者機関ではないので、秘密、本人の個人情報、それから本人の様々な考え方などというものを相談に行っても、そのさらに上のほうには品川区が存在するということになると、皆さん相談するのに少し、前へ一歩出ないのではないかとこのように思うのですが、あくまで弱者を守るということを考えたら、第三者機関、区と関係ない機関で客観的に調査、管理をするという仕組みが私は必要だと思うのですが、それについて教えてください。

そして、すみません、まだ全部読み切れていないので恐縮なのですが、教育関係者の責務、それから禁止事項と書いてあるのです。でも、これ、罰則規定が書いていないのです。ということは、後半のほうを読みますと、教育を行うよう努めるものとするとか、性別等の起因する人権侵害を行ってはならない、そう書いてあるけれど、それを実際きちんと守りなさいよというときに罰則規定がなくて、果たして守り切れるのでしょうか。

やはり法律の問題、様々ありますけれど、我々、交通関係でも、やはり車両には違反すればそれぞれの罰則規定があり、もちろん民事、刑事、様々あります。そういうものがない限りは、つい出てしまうというか、ひどい仕打ちをされても、しても、それを抑制するような効果が発揮できないと私は思うのですが、その辺についてご見解をお聞かせください。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長

まず、相談窓口につきましては、もちろん区が関係しているということで話しづらいのではないかと
いうところはあるのですけれども、ただ、区の相談窓口ももちろん外に出ないように、そういう相談内
容に対しての秘匿はしっかりと行っております。ただ、もし、相談しづらくて、難しい場合には、例え
ば、東京都のほうに相談してからこちらに相談したとかというような方もいらっしゃるかもしれませ
んし、これは実際に区の職員ではなく、外部の方のお話なのですけれども、自分のいる区で一番最初に相
談するのは難しかったというところで、別の相談を受けていただいたときに、実は過去に相談したこ
とはありますかという話をしたら、そういうようなお話があって、外の人に話を聞いてもらって、その人
にアドバイスをもらって今回ここにきているというようなものもありますので、うまくその方の話しや
すい状態をつくっていくというので、内部と外部があるというのは必要なことかなというふうには考え
ます。

次に、罰則規定につきましては、もちろん罰則によってやらないとか、例えば犯罪になってしまうの
でやらないとかというようなものがあるとは思いますが、今回の内容についても、罰則規定が
あるなしに関わらず、まず、こういうことをしてはいけない、こういうことをするとこういうことが起
こります、こういう気持ちになりますというところの指針というか、それを理解した上で自分の行動を
考えていきましょうという指針になりますので、特に今回、罰則規定というところまで踏み込んではい
ないのは、まず、考え方を理解していただくというところで、作成したものになります。

○須貝委員

意見ですけど、交通ルールもそうなのですが、スピード違反をしてはいけない、一旦停止しな
ければいけない、ここは追越し禁止だから追越ししてはいけない、そういうルールブックがきちんとあ
るのです。皆さん、運転者はそれぞれ理解をしている。毎回免許更新のときも確認をする。そこまでし
ているのですが、やはりそこで罰則規定があれば、やってはいけないのだ、こういうことは注意しなけ
ればいけないのだとみんな個々人が思うと思うのです。やはり何とかそういう抑制をさせるようにして、
1人でもその弱い立場の人を助けていくということが、やはり人間を、様々なバッシング等を含めて、
パワハラもそうですけれど、そういうところを一つ規定して、こういうことをやってしまうとこういう
罰則が来るよということを明確にして注意を呼びかけるということは、人間社会では当たり前やるべ
きことではないかなと私は思います。意見です。

○こしば委員長

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(4) 令和7年6月22日執行 東京都議会議員選挙（品川区選挙区）執行要領について

(5) 令和7年執行 参議院議員選挙 執行要領について

○こしば委員長

次に、令和7年6月22日執行 東京都議会議員選挙（品川区選挙区）執行要領について、および、
令和7年執行 参議院議員選挙 執行要領についてにつきましては、関連する内容のため一括して議題
に供します。

これら2件につきまして、理事者より一括してご説明願います。

○今井選挙管理委員会事務局長

それでは、東京都議会議員選挙（品川区選挙区）および参議院議員選挙、2つの選挙の執行要領につきましてご報告いたします。なお、本執行要領につきましては、東京都選挙管理委員会の執行計画を踏まえ、4月25日の区選挙管理委員会において決定を得たものでございます。

初めに、1－4、東京都議会議員選挙品川区選挙の執行要領でございます。

ページお進みいただきまして、1ページになります。

1の告示日は、選挙期日の9日前に当たる6月13日、2の選挙期日（投票日）は、6月22日となります。

3の選挙すべき議員の数は、品川区選挙区として4人、東京都全体のものは参考に記載しております。

4の選挙人名簿への登録についてですが、登録基準日および登録日が6月12日、告示日の前日。

（3）の住所要件につきましては、3月12日までに転入の届出をし、引き続き品川区内に住所を有する方、②としまして、引き続き3か月以上お住まいの方であって、区内に住所を有しなくなった日後、4か月経過しない方となります。（4）年齢要件につきましては、平成19年6月23日以前に出生した方、（5）の区内転居につきましては、5月16日以前に届出をした方は新住所の投票所で投票、5月17日以降に届出をした方は旧住所の投票所で投票となります。

5の選挙長および同職務代理者につきましては、選挙長が稲川品川区選挙管理委員会委員長、同職務代理者が塚本委員長職務代理者となります。

6の立候補届出受付等ですけれども、（1）の立候補届出受付は告示日の6月13日となります。

（2）立候補予定者説明会については、5月8日に既に行っております。（3）立候補届出関係事前審査につきましては、5月26日から5月30日まで。

次のページをお願いいたします。

7の投票につきましては、（1）投票日および投票時間等は、6月22日、投票所は、4ページ以降に掲載のとおり、昨年10月の衆議院選挙から変更はなく43か所、投票時間は午前7時から午後8時となります。

（2）期日前投票および不在者投票期間等につきましては、6ページに記載のとおり、①の区役所では、告示、立候補届出の翌日6月14日から、②の地域センターでは6月15日から、いずれも21日土曜日まで、時間は午前8時半から午後8時となります。なお、アトレ大井町につきましては、都選管において選挙期日が1月には決定されていたため、調整できましたので、ご協力を得て、6月18日から21日まで、時間は午前10時から午後8時まで実施できることとなりました。

（3）の郵便等投票における不在者投票についての請求期限は6月18日。

（4）の指定病院、指定老人ホーム等における不在者投票につきましては、期日前期間であります6月14日から21日まで、それぞれの施設で行うこととなります。

（5）投票用紙の色はオレンジ色でございます。

8の選挙会（開票）です。

（1）日時につきましては、6月22日即日開票で午後8時40分開始を予定しており、場所は区立総合体育館となります。

（3）選挙立会人につきましては、19日までに選管のほうに届け出ていただき、人数が10名を超えた場合には選任のくじを行うこととなります。

9 番の入場整理券でございます。入場整理券につきましては、登録基準日 6 月 12 日までに登録された方、約 34 万 4,000 枚、世帯ごとに封書で郵送いたします通数は約 22 万 8,000 通を予定しております。こちらにつきましては、6 月 5 日の木曜日に発送することを想定しております。

なお、投票所入場整理券の転送の扱いにつきまして、今回の選挙から変更いたします。これまで日本郵便株式会社が行います郵便物の転送サービスの利用者につきましては、都の選挙の場合は都外転送不要とし、区選挙では区外転送不要としてきましたが、これを見直すこととし、全ての選挙において、転送届が出されている方については、全国に転送するものと、区選挙管理委員会で決定いたしました。次のページをお願いいたします。

次に、10 の候補者の「氏名等掲示」の掲載順序を決める「くじ」については、6 月 13 日。

11 番の選挙公報についても 6 月 13 日、受付場所は区役所となります。こちらは掲載くじのほうを選挙管理委員会で同日実施いたします。選挙公報の配布方法は、各戸配布により全世帯に配布するもので、6 月 21 日までに完了する予定でございます。

次に、12 の公営ポスター掲示場の設置ですが、まずは区画面数につきましては、表示欄・注意欄 3 面を含め、全部で 18 面といたします。設置数、設置時期については、これまでどおり 348 か所、告示日から掲示できるように進めてまいります。

13 番の個人演説会の開催は記載のとおり。

14 番の当選証書の付与につきましては、当選人の告示につきましては、東京都の広報により行われますが、証書の付与につきましては、6 月 24 日、区選挙管理委員長が各当選人の居所に赴き、付与することといたしております。

それでは、次の資料をご覧ください。

1-5、令和 7 年執行の参議院議員選挙執行要領でございます。こちらにつきましては、囲みのところを読み上げさせていただきます。本選挙につきましては、都の執行計画に基づき、現在のところ選挙期日が未定のため、7 月 3 日を公示日、7 月 20 日を選挙期日と想定をして、選挙準備を進めているところでございます。結果としまして異なる日程となった場合には、本執行要領の日程を順次読み替えて適用させていただくところでございます。

それでは、次のページにお進みください。

1 の公示日は、選挙期日の 17 日前に当たる 7 月 3 日木曜日、2 の選挙期日投票日は、7 月 20 日日曜日を想定しております。

3 の選挙の名称でございますが、総称する場合は参議院議員選挙、選出別に呼称する場合は、参議院（東京都選出）議員選挙、参議院（比例代表選出）議員選挙となります。

4 の選挙すべき議員の数ですが、参議院（東京都選出）につきましては議員選挙 7 人となります。括弧にありますとおり、今回の改選の定数の 6 人に加え、補欠選挙 1 人分がございます。米印のところですが、任期を異にする参議院東京都選出議員の補欠選挙、欠員数 1 人を合併して行うものでございます。そのため、投票用紙は 1 枚でございますけれども、当選者の任期につきましては、上位 6 人が 6 年、第 7 位が非改選の残任期間約 3 年となるものでございます。参考に、全国における選挙すべき議員の数を掲載しております。

5 の選挙人名簿の登録についてですが、（１）、（２）、登録基準日、登録日は 7 月 2 日。（３）住所要件は、4 月 2 日までに転入の届出をして引き続き品川区内に住所を有している方、②は、引き続き 3 か月以上区内に住所を有していた方であって、住所を有しなかった日以降、4 か月経過しない方とな

ります。（４）の年齢要件は平成１９年７月２１日以前に出生した方。（５）の区内転居につきましては、６月１１日以前に届出をした方は新住所の投票所で投票、６月１２日以降に届出をした方は旧住所の投票所で投票していただくこととなります。

６の投票につきましては、投票日および投票時間は７月２０日日曜日、投票所は先ほどと変わりません４３か所、投票時間も、次のページ参りまして、午前７時から午後８時まででございます。

（２）期日前投票でございます。こちらは品川区役所では７月４日から、各地域センターでは７月１３日から７月１９日まで、午前８時半から午後８時までといたします。なお、今回の選挙では、選挙期日が未定のため、アトレ大井町との協議が整いませんでしたので、こちらにつきましてはアトレ大井町での期日前投票は行いません。

続きまして（３）、国政選挙となりますので、在外投票することができる投票所についてですが、①期日前投票期間におきましては区役所、②当日投票日におきましては、第４０投票所、豊葉の杜学園となります。

（４）の郵便等投票における不在者投票についての請求期限は７月１６日。（５）指定病院、指定老人ホーム等における不在者投票につきましては、期日前期間となります。（６）投票用紙の色につきましては、①東京都選出議員選挙は薄い黄色、②比例代表選出議員選挙は白色となります。（７）投票用紙の交付順序は、東京都選出議員選挙を先に交付し、次に、比例代表選出議員選挙を交付するものでございます。

７の開票についてです。（１）の日時は、７月２０日午後８時４０分開始を予定しております。（２）、場所は区立総合体育館でございます。（３）開票管理者・同職務代理者につきましては、①東京都選出の議員選挙につきましては、開票管理者を稲川選管委員長、同職務代理者を山路委員。②比例代表選出議員選挙につきましては、開票管理者を塚本職務代理者、同職務代理者を鈴木委員と決定したところでございます。

次のページにお進みいただきまして、開票立会人でございます。開票立会人につきましては、７月１７日までに選管に届け出ていただきまして、１０人の人数を超えたときには選任のくじとなります。

８番の入場整理券につきましても、枚数は変わりございません。発送日につきましては、６月２６日木曜日を想定しております。

続きまして、９の候補者の「氏名等掲示」の掲載順位を決める「くじ」は７月３日。

１０の選挙公報の配布につきましては、各戸配布により全世帯に配布するもので、７月１８日の金曜日までに配布を完了させる予定です。

１１の公営ポスター掲示場の設置ですが、こちらは表示欄・注意欄の区画部分は２４面を考慮しておりまして、全体で７２面を用意する予定です。設置数は３４８か所、設置時期は公示の日から、こちらのほうは変わりはありません。

最後になりますが、１２の個人演説会等の開催については記載のとおりでございます。

以上、２つの執行要領につきましてご報告申し上げました。

○こしば委員長

説明が終わりました。本件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言をお願いします。

○西本委員

都議会議員選挙のほうなのですが、これ、毎回事前ポスターの撤去をやはり徹底してほしいと思います。この徹底の仕方について。

それから、候補者の住所の公表はするのでしょうか。都議会議員だと住所、都内であればどこからでもいいので、ただ、どこどこからというのは一覧にするのか、それはどこかに掲載するのか、選挙ポスターの看板のところに出すのか、公表するのか聞きたいと思います。

それから、公報なのですけど、6月21日までというのは少し遅過ぎやしませんかと思うのです。これはもう少し早くなりませんか。結構期日前投票される方が多いので、努力はされているとは思いますが、21日だと、もうぎりぎりのぎりぎりなのです。なので、もう少し早くできないものかなと思います、いかがでしょうか。

○今井選挙管理委員会事務局長

初めに、1点目のポスターでございます。こちらのポスターについては、現在はいわゆる個人演説会を含む2連ポスターと言われるポスターが、政治活動用ポスターとして掲示されているところでございます。この件につきましては、もう既に6か月前からいろいろな個人ポスターは難しいということで、東京都のほうから全ての都議会会派のほうにお伝えするとともに、品川区におきましても、品川区の会派、そして全議員に1月には通知をさせていただいているところです。今回行いました立候補者説明会につきましても、この2連ポスターにつきましては、告示日にきちんと撤去するように、通知文書も含めて徹底しているところです。

それから住所の公表になります。こちらにつきましては、6月13日が告示日になりますが、この告示日には、報道機関に提供していいかどうかを含めまして基本的には住所は報道機関には提供されてまいります。ただ、今後、住所の公表につきましては、これは報道機関に公表する形になりますので、実際にはまた、ポスター等を含めてということで確認していただくようになるとと思います。

それから、3つ目のご質問につきましては、公報ですが、ご案内のとおり公報のほうは、原稿を6月13日の午後5時までに頂きましてから実際に印刷することになります。私どもも、これは法定上6月21日までに配布するということになりますので、通常これより前に配布しておりまして、さらに急ぎで、途中であっても期日前の投票所にバイク便等で届いたときにすぐお届けするように、これは心を配っているところでございます。

○西本委員

事前ポスターはかなり選管のほうもやられているのだらうと思います。ただ、これは貼り残しがいっぱいありますので、やはり引き続き徹底をお願いしたいなと思います。

公報紙については、期日前投票が始まりますので、そこに間に合うように努力、最大限やっておられると思うのですが、ぜひお願いしたいと思います。

また、候補者の住所、これ1点確認なのですけど、明確な何番地までは要らないと思うのですが、どこどこ出身かというのは、品川区なのか他区なのかというのは、やはり明確なことを知りたいなと思うので、公報紙にそういうものはあまり書けないと思うので、多分書かないと思うのです。なので、ただ、知る権利はあると思うので、それについては選管として、選挙ポスターの掲示板のところに何か貼ったりするのか、それはしないと思うのですが、何かそれを知る機会というのをホームページ上でもご案内するなどということはぜひしてほしいなと思うのですが、いかがでしょうか。

○今井選挙管理委員会事務局長

まず、事前審査の終了者に関する情報の提供については、これは都議会議員選挙ですので、東京都のほうからの事前審査の終了とともに公的な立場に立ちますので、候補者届出書に記載された情報につきましては速やかに報道機関に提供するということになります。その中で今、住所というお話がありまし

たけれども、住所につきましては、立候補届出の告示事項から、住所のうち丁目以降の番地やマンション名等につきましては除外されているため、事前審査終了後、ご本人の同意に基づき報道機関に情報提供をさせていただくところになると思います。ですので、今後事前審査終了者につきましては、東京都のほうの届出の告示などを確認していただくようになるかと思います。

○西本委員

すみません、今の件なのですが、6月13日が提出ではないですか。だから事前審査をその前にやっていますよね。その事前審査のことなのか、それともその6月13日の情報なのか、都のほうが公開するというのであれば東京都の都選管のほうにお願いすれば、例えばホームページなどでの公表になるのか、その辺少し教えてほしいのです。

○今井選挙管理委員会事務局長

まず、初めに、5月26日から事前審査を行いますので、そちらのほうは速やかに報道機関へ提供いたします。ご提出いただいた候補者届のうち、報道機関には提供いたしますけれども、立候補届出の告示事項がございますので、東京都のホームページは確認はしていないのですが、告示事項の対象になりますので、一定の情報が都の選管から提出されるものと思われます。

○こしば委員長

ほかに質疑はございますか。

○石田（ち）委員

参議院のほうの選挙の、公営ポスター掲示板の設置ということで、72面というのは結構大きな数だなと思うのですが、今の時点で、何面掛ける何面みたいなことが分かるでしょうか。上に伸びると見るのも大変ですが、政党としては大量になるので貼るのもすごく大変になる。横に伸びたら伸びたで、スペース的に大丈夫ではない場所も出てくるのかなと思ったりもするのですが、その面の感じが分かれば教えていただきたいと思います。

○今井選挙管理委員会事務局長

まず、初めに、参議院議員選挙のポスター掲示につきましては、先ほど72面と申し上げました。今回大幅を取りますので、4段掛ける18列でいきたいと考えております。4段になりまして、ただ、一気に板面を設置できるところと、少し間を空けて板面を作るところはいろいろ工夫をしまして、今回348か所のうちの1割は少し移設をしたり場所を動かしたりするような工夫をしながら、何とか4段の中で収められる場所を探しながら進めてきたところです。

○石田（ち）委員

4段掛ける18列ということで、様々工夫が必要になってくる場所もあるということで分かりました。それで、有権者の高齢化も進む、そういう中で、期日前投票の場所も遠くて、当日の投票所も遠いという方が、地域があつたりすると、投票権を、権利を行使することができないという状況も少し最近、私も聞くようになりまして、だからといって郵送投票ができるほどの、要は、条件ではないということで、今後、もう来月の都議選、その後の参議院選となると対応は難しいと思うのですが、今後、やはり投票率を上げていくとか、より多くの方に権利を行使していただくというところでは、少し工夫が必要なのではないかなと思っていますが、区としてはその辺の現状をどう捉えられているのか伺いたいと思います。

○今井選挙管理委員会事務局長

現在もホームページ等を書いてあるのですが、今ご案内のとおり、今日発行いたしました、広

報しながらにおきましても、いわゆる郵便等による不在者投票につきましては、介護度のほうは要介護5などというふうな基準がありまして、今、国会のほうでは、要介護3・4まで引き下げることも含めてこの郵便投票による不在者投票の枠を拡大する検討が行われているところです。

また、一方、投票所の移動支援に関しましては、介護等が必要な方は、いわゆる訪問介護の利用によって移動を支援いただける場合もありますので、担当のケアマネジャーや高齢者福祉課にご相談くださいということで、私ども高齢者福祉課のほうから、ケアマネジャーにお伝えいただけるように対応を取っているところです。また、障害のある方、いわゆる障害だけではなくて介助が必要な方は、障害のある方はご自宅から投票所への移動支援について、いわゆる介護ヘルパーのこともございますし、それから、社会福祉協議会が有償サービスのさわやかサービス、おでかけサービスも行っておりますので、このような様々なサービスを提供して対応していきたいと考えております。

○石田（ち）委員

ぜひ、様々な方が無理なく投票できるようにしていただきたいなと思うのですが、そういうガイドヘルパーだったり、介護の現場も人手不足で、人手がないためにヘルパーに行けないという状況も多々聞きますので、そういった様々な課題がある中ですので難しいと思うのですが、そこを何とか、やはり権利ですので行使できる環境整備を、引き続き私たちとしても求めていきたいなと思いますし、区のほうでもぜひ積極的に考えていただきたいと思います。

○こしば委員長

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

2 その他

○こしば委員長

次に、予定表2のその他を議題に供します。その他で何かございますか。

○藤村総務課長

私からは、品川区国際友好協会の移転について報告させていただきます。昨年5月の本委員会でもご案内していたところなのですが、品川区国際友好協会が4月21日に荏原町に移転しまして、オープンしたというところでお知らせいたします。区議の皆さんもお近くに行かれた際はぜひお立ち寄りいただければと思っております。

○こしば委員長

今の総務課長の報告に対して、何か質疑等がありますか。

○西本委員

遺贈ということだったと思うのですが、その公正証書などを取っていろいろやるよという話で、議会のほうにもそれを報告していただけたということ saying it was done. 細かい中身はいいです、守秘義務もあると思いますので、それはどうなっていますか。どういうふうに進んでいますか。

○藤村総務課長

遺贈の公正証書等というところですが、かねてより委員会などでもいろいろお伝えさせていただいているところかと思いますが、公式文書という形で、その所有者のご本人からは、土地ですとか建

物というところは遺贈するというのを、遺言書を作成するという旨の文書を頂いているというところなのですが、その公正証書を作るか否かというところにつきましては、こちらの委員会のほうにお伝えしておりますけれども、個人情報に係るものなので適切な時期にご報告させていただきたいと考えております。

○西本委員

これ、議会の中で答弁いただいている案件です。何かしらの約束事をするということが議会の中でのご答弁なのです。なので、時期が来たらということは当然それは分かります。なので、それをしっかりと、議会への報告はしていただくように強くお願いしておきたいと思います。よろしくお願いします。

○こしば委員長

ほかにはございますか。

○須貝委員

すみません、少しお聞きしたいのですが、新庁舎建設の予定地に建築資材が多数置かれているのですが、あれは品川区の新庁舎の建築資材なのですか。

○泉広町事業調整担当課長

今、新庁舎の整備予定地に置かれている建設の資材関係につきましては、隣接で行われているＪＲの工事、そこは今、収去の工事ということで、更地にするための工事を行っておりまして、そういった関係の資機材が置かれているという状況でございます。

○須貝委員

先ほどの報告事案で出てきたのですが、キッチンカーが地所賃貸料で１２日間で少ない面積で１４万６，０００円、賃料として取っていますよね。あの敷地をもし品川区が、ＪＲに今貸しているということならば、何億円か何十億円か分からないのですが、それは請求できるのですか。

○泉広町事業調整担当課長

今、新庁舎の敷地で行われている工事につきましては、従前の土地所有者でございましたＪＲが、いわゆるあそこを更地にするために、新庁舎を工事するために、もともとあったＪＲ街区の構造物などを撤去するために使われているというところもございまして、今回の土地区画整理事業という事業の立てつけの中の一つの、広町のまちづくりの進め方の中では、従前の土地の所有者につきましては、その工事については、その敷地を利用できるような形になってございまして、今そういったところのＪＲとの関係性の中では、そういったお金は請求できないような形になってございます。

○須貝委員

すみません、民間で、例えば、ただ同然で貸すというのは普通あり得ないですよね。もう、品川区が新庁舎を建設しようということならば、もうそれぞれ土地の配分というか、品川区はこれだけの面積があってここへ建てますよということは確定されているわけですよね。それで看板も立って、これから建設計画があると、品川区の土地だと私は思うのですが、それに対して、ああいうふうに資材を置かれるということは、やはりどんなに親しいとはいえ、やはりきちんとした社会通念上、地所代ですか、賃貸料はしっかり取るというのは普通の社会通念上のやり方だと私は思うのですが、そんなことはＪＲでも知っていると思うのですが、何かおかしくありませんか。

○泉広町事業調整担当課長

今、新庁舎の整備が予定されている敷地につきましては、従前はＪＲの敷地というところで、繰り返しになりますけれども、現在ＪＲのほうでそこを更地にするための工事が行われているところで、その

敷地の管理につきましても、今ＪＲが管理をしているということになってございます。また、土地区画整理事業の中でも、使用収益という形で、まだ品川区が使用できるところになってございませんので、今は従前のＪＲのほうでその敷地を管理しながら、そこを使用しているということになってございます。

○須貝委員

意味が分からないのですけれど、建築計画が出ているということは、建築課が確認申請しているわけですね。そうしたらそれは区の土地でなければ、その確認申請は受理できないではないですか。そんなことないのではないですか。管理しているのとその所有権というのは別だと私は思うのですけれど、それをああいふふうにただ貸しするというのは何かおかしいのではないかなと思うのです。便宜をどうして向こうに与えなければいけないのか、それを順番に建てていったら一番最後に残ったところ、土地が余っているからそこを貸すのだと、自由にお使いください、それはあり得ないです。一般の社会の建設関係の社会通念上、そういう考え方はおかしいと思うので、ここで議論してもしようがないので、しかるべくきちんとした回答をいただきたいと思います。

○堀越副区長

今のお話ですけれど、担当課でご説明いたしましたとおり、区画整理事業が並行して進んでいますので、その中で今、土地のいろいろな残置物の整理をしているＪＲの収去工事というようにお話をしました。当然、今のこの状態のまま区がその土地の管理を受けて、区が何かをするという場合には当然、それなりの金額の管理料が発生しますので、そういった部分も含めて、区画整理事業の枠組みの中でこういう対応を取っているということでございますので、何か、例えばＪＲのほうに便宜を図るとか、ある程度区のほうがそういった意味で、もたらされるべき収益を得られなかったというような、そういう関係性にはございませんので、そのようにご理解いただければと思います。

○須貝委員

いや、そういう関係性ではなくて、普通そういうふうに、借りるなら借りるという、そういう権利というのは、社会通念上、向こうも支払うべき話だし、こちらももらうべき話ではないですかということを申し上げています。

○堀越副区長

お考えはよく分かりますが、区画整理事業の枠組みの中で、今お話しした中身をいろいろ協定を取り決めてやっているということでございますので、例えば、もともとの土地を区が持っていたとか、そういう関係とは若干違いますので、また、技術的なそういう部分も含めて、先ほど申し上げましたとおり、区が当然得るべき利益を得ていないということではございませんので、それはご安心いただければと思います。

○西本委員

おやつと思ったというか、ここは都市計画審議会でも権利変換などして、もう決まっているのではないのですか。それで、都市計画審議会でもこれが審議されていて、それで、これ全部品川区の持ち物というものではないのですか。区画整理のためにというのはよく分からないのですけれど。

○泉広町事業調整担当課長

今ご質問のありました敷地につきましては、まず、新庁舎の整備をする予定地となっているところにつきましても、土地区画整合法上の仮換地の状態になってございまして、そこは品川区のほうに仮換地をされてございます。一方で、品川区がそこを使うためには、使用収益を開始しなければいけないのですけれども、現在、ＪＲのほうで収去工事をやっている関係上、まだ使用収益が回収できてございませ

ん。したがって、品川区がそこで何かをするという権利がまだございませんので、今、ＪＲのほうで、先ほど申し上げた撤去するような工事がそこで行われているということで、今後、新庁舎を整備する際は、使用収益することが必要ですので、今後は使用収益に向けて今、協議を行っているということでございます。

○西本委員

ということは、まずはその権利変換、一応都市計画審議会ではきちんと議論していましたが、そういうものが現場サイドの中ではまだですよということですか。ではそれがいつになるのですか。いつから品川区の工事が始まって、いつから品川区の持ち物になって、仮にＪＲが貸してくれというのなら貸せばいいと思います。貸し借りというものが出てくると思うので、賃料なども出てくると思うのです。それはいつがそういう状況になるのですか。

○泉広町事業調整担当課長

新庁舎の敷地につきましては、まだ地中にＪＲの残置物が存在してございますので、そういったものを撤去する間は、当然ＪＲのほうで工事を進めなくてはけませんから、今そこでＪＲが工事を進めているというところでございます。

いつから品川区がというところでございますけれども、今、新庁舎の整備の契約は１０月頃を予定してございますが、その前の段階で、品川区のほうで使用収益を開始したいということで考えておるというところでございます。

○こしば委員長

ほかにないようですので、正副より１点、ご報告を申し上げます。

２月２６日の委員会でご案内しました、今期の当委員会の所管事務調査の現況報告につきまして、サイドボックスに掲載されている資料のとおり、議長に提出いたしますので、ご報告をいたします。

委員および理事者の皆様のご協力に、この場を借りまして改めて感謝を申し上げます。ありがとうございました。

以上で、その他を終了いたします。

それでは、本日がこのメンバーでの最後の委員会となりますので、正副委員長より皆様にご挨拶をさせていただきます。初めに新妻副委員長からご挨拶をお願いします。

○新妻副委員長

この１年間、理事者の皆様、そして、委員の皆様にご協力をいただきまして、活発な議論も進んだかなと思っております。所管事務調査に沿った行政視察もさせていただきました。大変にありがとうございました。

また、理事者の皆様におかれましては、委員から提案がありましたことを実現していただけますようお願いを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○こしば委員長

では、最後に私より一言ご挨拶をさせていただきます。

この１年、大変お世話になりました。特に議事進行、運営に当たりましては、新妻副委員長に大変お支えいただきまして、また、委員の皆様、そして理事者の皆様におかれましては、真摯な答弁に努めていただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

私は初めての委員長のお役を仰せつかりまして、当初は大変、議事進行に苦労したところもございましたけれども、皆様にご協力いただきましたこと、本当に厚く御礼を申し上げます。

そして何より、昨年の１０月に行政視察、これは所管事務調査が都市ブランディングとＳＤＧｓの取組でしたので、長野市と富山市と阪南市の話を伺いました。その際は、書記のお二人にも大変に、また、区長室長もお越しになったと思いますが、大変お世話になりました。

先ほど新妻副委員長からもお話がありましており、今回で１８回の総務委員会、通算で５４の議案を審議しました。様々なご意見、提案が委員から出されたと思います。ぜひそういったものをお含みいただきまして、区民の利益のために進めていっていただきたいと思ひまして、簡単ですが、私からの挨拶に代えさせていただきます。誠にありがとうございました。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。

○午後３時０９分閉会